

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令案について（概要）

1. 背景・趣旨

令和元年6月に動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下「改正法」という。）が公布され、令和3年6月1日に動物取扱業者が遵守すべき飼養管理の方法等の基準が施行された。

当該基準は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第21条第1項（第24条の4第1項において準用する場合を含む。）に基づき環境省令で定めることとされており、第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和3年環境省令第7号。以下「基準省令」という。）が令和3年4月1日に公布、同年6月1日に施行されたところ。

現行の基準省令における規定事項は、改正法の規定を受け、犬猫に係る飼養管理基準を具体化したものだが、犬猫以外の哺乳類、鳥類及び爬虫類に係る基準についても、今後検討を進めることとされていた。

今般、犬猫以外の哺乳類に関する基準の具体化を行うため、基準省令の改正を行うもの。

2. 規定内容の概要

※特段の記載がない限り、改正の対象となる動物は、犬猫以外の哺乳類を指す。

(1) 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項【第2条第1号及び第3条第1号】

●ケージ等の規模

- うさぎ：1頭当たりの広さとして、縦の長さが頭胴長（鼻先から尾の付け根までの長さ。以下同じ。）の2倍以上、横の長さが頭胴長の1.5倍以上とし、高さは頭胴長の1.7倍以上とする。飼養期間が長期間にわたる場合には、走る、登る等の運動ができるよう、より一層の広さ及び空間で飼養若しくは保管するか、又は適切な頻度と時間を定め十分に運動することができる状態に置く。
- ハムスター：1頭のみ飼養する場合、床面積は頭胴長の2乗の7.5倍以上、高さは頭胴長の2倍以上とする。複数頭飼養する場合は、2頭目以降1頭につき、頭胴長の2乗の2.5倍以上の床面積を追加する。また、ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作及び運動を行えるものとする。

- ・ モルモット：1頭のみ飼養する場合、床面積は頭胴長の2乗の6倍以上、高さは頭胴長の1.5倍以上とする。複数頭飼養する場合は、2頭目以降1頭につき、頭胴長の2乗の2.25倍以上の床面積を追加する。個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作及び運動を行えるものとする。
- ・ その他哺乳類：個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、動物の種類、生理、生態、習性等を考慮し、より一層の広さ及び空間で飼養若しくは保管するか、又は適切な頻度と時間を定め十分に運動することができる状態に置く。

※頭胴長は、複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管する場合、それらの個体のうち最も頭胴長が長い個体の頭胴長を基準とする。

●ケージ等の構造等

- ・ ケージ等及び訓練場は錆、割れ、破れ等の破損がないこととする。

(2) 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項【第2条第3号及び第3条第3号】

- ・ 動物の健康に支障が出るおそれがある状態（寒冷時や高温時に動物に発現する状態）の禁止、温度・湿度計の設置を義務付ける。
- ・ 臭気により環境を損なわないように清潔を保つことを義務付ける。
- ・ 自然光や照明により、日長変化に応じた光環境の管理を義務付ける。

(3) 動物の疾病等に係る措置に関する事項【第2条第4号及び第3条第4号】

- ・ 健康状態が悪化した等健康及び安全の保持に支障をきたすおそれがある場合は、特別の事情があるときを除き、獣医師による診療を受けさせることを義務付ける。

(4) 動物の展示又は輸送の方法に関する事項【第2条第5号及び第3条第5号】

- ・ 展示時間は、原則として午前8時から午後10時までの間とし、1日の展示時間は12時間を超えてはならないこととする。
- ・ 長時間連続して展示を行う場合には、動物が休息できる設備へと自由に移動することが可能な状態を確保することを義務付ける。当該状態を確保できないときは、6時間おきに休憩（展示を行わない時間）を設けることを義務付ける。
- ・ 販売等のために輸送した場合は、輸送後2日間以上その状態を目視により観察することを義務付ける。ただし、イベント会場など日常的に飼養・保管に用いていない施設へ輸送した場合はこの限りでなく、目的達成後速やかに日常的に飼養・保管に用いている施設へ持ち帰った後、2日間以上その状態を観察することを義務付ける。

(5) 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項【第2条第6号及び第3条第6号】

- ・ 繁殖させる場合は、必要に応じて獣医師等による診療や助言を受けることを義務付ける。
- ・ 帝王切開を行う場合は、獣医師に行わせるとともに、実施した獣医師による出生証明書と母体の状態に関する診断書（次回の繁殖に対する指導・助言）の交付を受け、5年間保存することを義務付ける。
- ・ 繁殖に適さない個体は交配を認めない。

(6) その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項（動物の管理に関する事項）【第2条第7号及び第3条第7号】

- ・ 不適切な被毛、爪等の状態を直接的に禁止する。
- ・ （被毛に糞尿等が固着した状態、毛玉で覆われた状態、爪・歯・ひづめが伸びたまま放置されている状態等）
- ・ 複数の動物を同一のケージ等内で飼養又は保管する場合は、飼養頭数を考慮し、過度な動物間の闘争等が発生しないようにすることを義務付ける。
- ・ 清潔な給水の確保を義務付ける。

- ・ 夜間（午後8時から午前8時までの間）に飼養施設内へ顧客等が立入ることにより休息を妨げないようにする。
 - ・ 演芸、訓練等において、殴る、蹴るなどの身体に外傷が生じる（おそれのある）行為とともに、心理的に過度の負担を与える行為等を禁止する。（※哺乳類以外に鳥類、爬虫類も対象）
- 顧客等との接触等について（販売（譲渡）業者、貸出業者、展示業者）
- ・ 特別な事情を除き、夜間の接触、譲渡し、引き渡しを禁止する。
（※以降の事項は、新たに犬猫も含めて義務付ける。）
 - ・ 極めて短時間の接触を除き、動物が顧客等との接触を避けることができる場所を常時確保することを義務付ける。
 - ・ 動物への接触方法についての理解を事前に文書・口頭で顧客等に確認することを義務付ける。
 - ・ 接触の前後には顧客等に手指等を消毒させることを義務付ける。
 - ・ 過度に幼齢な動物、顧客等との接触により過度なストレスがかかるおそれのある動物、人と動物の共通感染症に感染している動物を接触の用に供することを認めない。
 - ・ 顧客等と動物との接触に係る業務に従事する職員について、同時に接触の用に供する動物の数、同時に接触を行う顧客等の数、接触を行う場所の広さ等に鑑み、顧客等による不適切な接触が生じた場合において直ちに対処することができるよう、必要な人数を確保することを義務付ける。

（7）その他

その他、軽微な改正を行う。

3. 公布・施行期日（予定）

公布期日：令和8年夏頃

施行期日：施行に必要な措置を踏まえ、適切な時期を検討